

## 社会福祉法人再生会 役員等の報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人再生会の役員等の報酬の額及びその支給基準を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、役員等の職務等の区分により次表のとおりとする。ただし、役員等のうち、住所地が宮崎市高岡町、綾町及び国富町以外の者にあつては、次表の報酬(限度額)の額に1,000円を加算して得た額を報酬額とする。

職務等の区分		報酬の額(限度額)
理事	理事会に出席し、職務を遂行したとき	1日につき、4,000円
監事	理事会に出席し、職務を遂行したとき	
	監査業務に従事したとき	1日につき、7,000円
評議員	評議員会に出席し、職務を遂行したとき	1日につき、4,000円

2 前項のほか、役員等が本会の用務に従事した場合は、理事会出席等の例により計算した額を支給することができる。

(支給方法)

第3条 前条の報酬は、その用務の都度、現金により支給する。

(規則の変更)

第4条 この規則の変更は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、役員等の報酬の額及びその支給基準に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て定める。

附 則

この規則は、平成29年2月8日から施行する。ただし、評議員及び評議員会については平成29年4月1日から施行する。